

成田市入札等監視委員会議事概要（令和元年度第1回定例会議）

【日 時】 令和元年7月5日（金） 午前10時～12時

【場 所】 成田市役所6階中会議室

【出席委員】 菊地委員長、枝広委員、大越委員

1. 開 会

2. 議 事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

平成30年10月1日から平成31年3月31日までの入札及び契約手続の運用状況等について、事務局から報告を行った。

委 員

建設工事入札不調案件について、成田市公設地方卸売市場新築工事が予定価格115億円程で不調になっておりますが、不調の理由及び今後の計画はどうなっているのでしょうか。また、修繕の不調案件がいくつかありますが、緊急を要するものがあつたのでしょうか。成田市リサイクルプラザ細破砕機修繕など、リサイクルするのに支障がないのか、どのように処理したのか教えていただけますか。

事務局

市場の入札経過については、昨年10月1日に入札公告いたしましたが入札参加資格者がいなかったため入札を中止いたしました。その後、同条件で11月8日に再度公告を行いましたが入札不調となりました。そこで、実績要件撤廃や予定価格の変更など、入札条件を見直し、本年1月18日に3回目の入札を行ったところですが、入札参加申請者がいなかったため、入札を中止いたしました。その後、入札方法について再検討し、それまでの異業種JV方式を改め、分離発注方式へ変更し、建築、電気、機械の業種ごとのJVによる発注とし、3月8日に公告いたしました。開札を行った結果、6月26日に契約に至りました。リサイクルプラザの修繕については、定期的な部品の交換であり、近々発注を予定しております。

委 員

業務上の支障はないということによろしいですね。

事務局

はい。

委員

市場の件については、建築、電気、機械に分割して発注した結果、契約に至ったということで、豊洲市場なども色々ありましたが、環境の問題や周辺の計画など含めて、そういった問題ではなかったということですね。

事務局

はい。

(2) 選定事例の審議について

平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に締結した契約の中から、3 名の委員が事前に抽出した 10 件の選定事例について、次のとおり審議を行った。

事例 1 成田浄化センター機器修繕

[随意契約（見積競争）]

[事務局及び事業担当課説明]

委員

本案件は見積競争ですが、その他の見積競争の案件は予定価格が 130 万円以下であり、本案件のみ価格が突出しておりますが、一般競争入札にしなかった理由を教えてください。

事業担当課

成田浄化センターは、昭和 62 年に建設されたし尿処理施設であります。し尿や浄化槽汚泥が搬入されてから、環境に影響を及ぼさない水や焼却灰とするまで、その処理に特化した様々な機器を用い 24 時間稼働で処理を行っております。供用開始から 30 年以上が経過している本施設では、使用されている設備はメーカーの独自仕様となっており、修繕箇所も多岐にわたるため、積算基準に基づく設計は困難であることから、現場説明会を行ない、修繕が必要な機器を確認したうえで、見積競争を実施したものです。

委員

見積合わせ結果を見ると、見積金額について、落札業者と一番高い価格で応札してきた業者とで、倍近い開きがありますが、そのあたりについてはどうお考えですか。

事業担当課

見積金額に差が出たことについては、工事の内容が複雑で難しいということに起因しているのではないかと考えております。また、設備が独自の仕様になっており、業者ごとに得意な分野もあることから、差が出てくるのではないかと考えております。

委員

今回、資格要件として、同様の実績を持つ業者を8者選定したということですが、選定というのは、担当部署で決めたのか、それとも他に諮って決めたのか教えていただければと思います。

事務局

本案件の業種である機械器具設置工事で過去に実績のある業者を選定いたしました。

委員

過去に市内で落札したことがある業者を選んでいるのですか。

事務局

落札した業者や実績があるだろうという業者も選定しております。

委員

先ほどの、なぜ見積競争にしたかということについて、技術的に特殊であるためということとで宜しいでしょうか。

事業担当課

はい。

委員

入札でも特殊な場合は、説明会などやり方があると思います。なので、特殊ということが、見積競争の理由となるのか疑問に思いました。見積競争の場合、見積の対象者がわかってしまうということが、不適正なこと結びつくのではないかと懸念するものですから、なぜ見積競争なのかということをもう少しご説明いただけますか。

事業担当課

特殊な施設ということで、設計基準に基づく設計図書の作成が困難であり、見積競争にしたということです。

委員

腑に落ちない部分もありますが、そのあたりのことについて、ご検討いただきながら進めていただきたいと思います。

〔以上で事例1の審議を終了〕

事例2 排水路整備工事（新川9-264号線他）

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

類似の案件で排水路整備工事がいくつかあり、総合評価方式が2件、そうでない一般競争

入札が5件ありますが、総合評価を採用する基準を教えてください。

事務局

土木一式工事に関して総合評価を実施する要件は、予定価格1,500万円以上1,800万円未満の場合又は予定価格2,500万円以上の場合となります。選定された案件については、いずれにも当てはまらないため、通常の制限付一般競争入札を実施しております。

委員

総合評価になると同じ業者が受注しておりますし、その他については、12者応札した案件と1者しか応札していない案件がありますが、複数応札したところは最低制限価格で応札して抽選が行われたのか、それから1者入札の場合は、競争無しで自動的に決定したのか、そのあたりの経緯を教えてください。

事務局

制限付一般競争入札で、複数者入札があったものと1者入札がございますが、いずれも最低制限価格であり、複数の場合は抽選を行っております。

委員

類似事例の入札参加者は、12者、4者、1者入札となっておりますが、1者入札となった案件の理由は何でしょうか。

事務局

発注時期が年末に近づくにつれ、他の手持ち工事や人員の不足により、入札参加者が減少する傾向がございます。

委員

類似案件を3件受注した業者がおり、この業者は十分余裕があるということで、少し矛盾しないでしょうか。

事務局

類似案件のうち、総合評価の2件及び入札参加者が12者のものは、Bランクの業者が対象で、その他の案件はCランクが対象となっております。ランクによりそもそもの業者数も異なるので、そのあたりも影響していると考えております。

委員

1者しかいなかったというのが少し気になりましたので質問させていただきました。それから、本案件は排水路が207メートルですが、予定価格の決定要因は、延べ長さと考えてよろしいですか。

事業担当課

おっしゃるとおりです。

委員

類似案件で総合評価を実施しており、技術的なことやコスト、過去の実績等あると思いますが、この落札業者に決定した一番の理由は何でしょうか。

事務局

この案件については、価格面の点数が高かったということです。

委員

総合評価の場合、評価者が何人かいると思いますが、皆さんが一致したのでしょうか。

事務局

こちらについては、特別簡易型の総合評価でございますので、あらかじめ決められた評価基準に沿って評価しております。

委員

本来は、複数の評価者が内容について判定する判定委員会が行われるべきだと思いますので、意見として述べさせていただきます。

事務局

補足ですが、落札者決定基準を決める際は、事前に学識経験者の意見聴取を行っております。

[以上で事例2の審議を終了]

事例3 橋梁修繕工事（寺見橋他2橋）

[制限付一般競争入札]

[事務局及び事業担当課説明]

委員

橋梁修繕工事全般において、入札参加者が少ないと思うのですが、そもそも入札参加可能者はどの程度いるのでしょうか。

事務局

入札参加可能者数は26者でございました。過去に橋梁修繕の実績がある業者は10者おりますが、技術的に施工可能な業者数はそれ以上いる可能性があります。

委員

それにしては入札参加者が少ないと思いますが、関連資料にある類似事例の4件では、入札参加者数が2者又は1者であり、これに参加している業者は全て同じ業者が参加しているのか、それとも別な業者なのかどちらでしょうか。

事務局

すべてが同じ業者ではございませんが、重複する業者もおります。

委員

本案件と、類似事例の4件で、落札業者は全部で3者おりますが、これ以外の業者も入札に参加しているのでしょうか。

事務局

いずれもこの3者が応札しております。

委員

こういった橋梁修繕については、あらかじめ調査を行い、補修設計をします。この案件の場合、設計は別の業者が行ったのか、設計から工事までに至る関連性はどのようになっていますか。

事業担当課

工事と設計の関連については、基本的に、当該年度に行う工事については、前年度以前に設計業務を発注しております。翌年度以降、対象となった橋梁について、その規模に対応するように、場合によっては1橋、又は複数橋というように工事を発注しております。また、橋梁長寿命化の修繕計画があり、さらに重要構造物、橋梁、トンネル及び門型標識については、5年に一度の近接目視が課せられておりますので、そちらはまた別途委託し調査しております。

委員

この工事監理はどこが行っているのでしょうか。

事業担当課

工事監理については、当課の職員が行っております。

委員

わかりました。本案件は、構造的なひび割れの種類であったのか、ひび割れの影響度やその辺の修復の判断など、どの程度だと見なされていたのかお伺いできますか。

事業担当課

今回補修した寺見橋他2橋については、構造に影響が出る損傷はないということで、どちらかというとも表面剥離、また橋梁の年数も相当経っておりますから、その経過に伴う表面のクラック、その辺りの断面の修復及びクラック部分の充填作業がメインとなっております。また、本案件と類似事例のうちひとつはコンクリート造の橋梁であり、断面修復等の補修作業がメインで、残り3橋についてはメタル橋ですので、経年変化による塗装の老朽化等もあるので、塗装塗替え等の高額な工種が多いもので、全体的な金額も大きなものになっております。

委員

わかりました。類似案件で、1者入札が1件ありますが、この落札者は、以前本委員会で

も話題となった業者ですが、何か疑わしい点はなかったかお伺いします。公正に応札して1者だったのかというところです。

事業担当課

公正に入札されたものと考えております。1者入札ということですが、落札者が自分で施工できる価格で応札し、他者の応札がなかったため落札となったと推察しております。

〔以上で事例3の審議を終了〕

事例4 橋梁補修設計業務委託（芦田橋他）

〔随意契約（特命随契）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

レール造の特殊な橋梁というのはあまり例がないと思いますが、大正末期から昭和初期のものと理解してよろしいですか。

事業担当課

架橋の時期について正確に把握しておりませんが、成田線ができた時期の前後に既存道路の機能復旧ということで架けられた橋ですので、おそらくその時期に造られたものだと推測しております。

委員

これは国交省のガイドラインに沿って始められたのか、それともこれまで長い期間補修設計は行われなかったのでしょうか。

事業担当課

今回は、市で策定した長寿命化計画に基づいて点検し、良好でない箇所が発見された橋について補修を行うものです。レール造の橋であっても塗装等されておりますので、どこかの時期で補修はされていると思いますが、どの程度の補修がされているか、記録が残されておられません。

委員

補修設計できるのは随意契約相手の1者しかいないとのことですが、大分調べられたのでしょうか、本当にいないのかどうか確認させてください。

事業担当課

私どももあまり知識がないものですから、この橋を造ったと思われる鉄道事業者に話を聞いた中で、この構造自体が特殊なのでいないということをお伺いしています。

委員

参考までに、鉄道事業者が架けた橋だと思いますが、成田市と鉄道事業者の管理となって

いるのか、それとも成田市に移管されているのでしょうか。

事業担当課

橋については成田市に移管されておりますので、今回、補修の対応をするということです。

委員

わかりました。これは車も走るのですか。

事業担当課

前後の道路幅が狭いので、小型車のみ走行しております。

[以上で事例4の審議を終了]

事例5 土屋調整池改修実施設計委託

[制限付一般競争入札]

[事務局及び事業担当課説明]

委員

下水道課が発注した他の類似事例については、入札参加者が20者や30者程いるのですが、本案件のみ入札参加者が1者となっており、金額的にもそんなに違いはないと思うのですが、なぜこの案件だけ1者となったのか、どうお考えですか。

事業担当課

内容についての特殊性があると考えております。平成30年度に発注した他の委託業務につきましては、一般的な下水道の管渠の設計委託業務であり、今回の委託業務は、供用している調整池を改修する工事で、稼働させながらの改修となりますので、事例が少ないことがひとつ挙げられます。また、設計に当たっては制約も多いことから、その特殊性によりまして、入札参加者が少なかったのではないかと推察されます。入札対象範囲につきましては、地域要件及び技術者要件、実績要件がございますが、これら資格要件に関しましては、他の委託業務と変わりありません。

委員

今の特殊性ということと制約があるということについて、もう少しかみ砕いてご説明いただけますか。

事業担当課

特殊性について、稼働している調整池を改修するというのは、あまり全国的にも例はないと思います。

委員

これは設計委託ですよ。

事業担当課

はい。設計委託の中で、施工計画、積算や構造計算など、技術的なところが複雑であるという部分が強いと思います。

委員

稼働しながらの施工は大変なのだろうと思いますが、今回は設計での特殊性や制約ということで、他の類似事例とどうして本案件だけ異なるのか、まだ少しわかりにくいのですが。事務局としては、同じ条件で、なぜ本案件だけが1者なのか、どう考えていますか。

事務局

担当課から特殊性の説明がございましたが、技術者でそういった経験のある方の手が空いていなかった影響もあるのではないかと推測しております。

委員

調整池改修工事は今までも結構あり、その度に設計もやると思います。調整池の設計自体はそこまで特殊ではないと思うのですが。

事業担当課

管渠等の設計については、一般的なものになるのでやりやすいと思います。今回は、調整池ということで、設計業務の中で各工法について、その施工性や経済性などの比較検討をしなければならないと盛り込んでおります。設計にあたっての内容がやはり複雑な面があると考えております。

委員

資格要件で、官公庁等が平成20年度以降に発注した下水道管路施設実施設計業務について、元請として受注し、完了した実績があることという実績要件が入っていますよね。実績要件がある方を対象としているのに、今回どうしてこんなに入札参加者数の違いがあるのかというのは、価格的な面もあるのかもしれませんが、今後の入札業務の中で検討していただく必要があるかと思えます。

委員

下水道工事関係については、この時期は最低制限価格が適用されていなかったということでもよろしいですか。類似事例については、全て落札率が63%前後で、非常に低い落札率になるのですが、本案件の落札率については約80%ということで、まだ最低制限価格が適用されていなかったのか教えてください。

事務局

最低制限価格については適用されておまして、測量については特に現在も変更ございません。

委員

変更していないというのは、最低制限価格は60%ということですか。

事務局

算定式がございまして、60%ということではありません。

委員

類似事例については63%前後で落札されているので、本案件についてもその辺りが最低制限価格であったのでしょうか。本案件だけ落札率が約80%であったので、その開きを理解しておこうと思うのですが、本案件の最低制限価格は何%だったのでしょうか。

事務局

63.64%でございました。

[以上で事例5の審議を終了]

事例6 市道維持修繕業務委託（1工区）（平成31年度）

[随意契約（プロポーザル）]

[事務局及び事業担当課説明]

委員

今回、9工区に分けたということで、参加可能な工区は2つの工区までと理解しているのですが、9工区とも別業者が受注したということで、今までもこのような方式をとられていたのか教えてください。

事業担当課

平成28年度にも契約等監視委員会で選定されており、それまでは見積競争を実施してまいりました。緊急対応を含めて年間維持をお願いしており、1者が複数工区を取ると対応ができないということがありますので、市内成田地区を6工区、旧下総・大栄地区を3工区、合わせて9工区に地域割りを行い、それについてプロポーザルを実施しております。応募できる地域についても、自社のある工区及び隣接工区ということで、緊急時にすぐ現場に行けるようにということを主眼として発注しております。

委員

1工区1者しか取れないというのに、プロポーザル方式がどういう意味があるか、通常、プロポーザル方式は、数社から応募があり、色々な条件を確認したうえで業者を決定しますが、最初から1者でプロポーザルを実施して、問題なければ契約という流れに見えるのですが、そうではありませんか。

事業担当課

今回、全工区で13者から応募がありました。その中で、工区によっては1者の工区や4者の工区もありました。必ずしも1者ということではなくて、どうしても応募数が少ない工区もできますが、複数の業者から応募いただき、技術的部分や緊急対応、また、価格面で

の競争などの結果、地区に合った業者を選定できたと考えております。

委員

何者か応募があった中で、評価点が一番良かった業者と随契を行ったということですね。

事業担当課

プロポーザルを行い、技術面と価格の総合点が一番高い業者との随意契約というかたちをとっております。

委員

プロポーザルに何者入ってきたのかが資料ではわからなかったもので、次回は資料として提示いただければと思います。今回、1者みみのプロポーザルであると理解していたものですから、誤解を招かないような表記にさせていただきたいと思います。プロポーザルの経緯を示していただければと思います。

[以上で事例6の審議を終了]

事例7 共同利用施設等浄化槽維持管理委託（平成31年度）

[制限付一般競争入札]

[事務局及び事業担当課説明]

委員

浄化槽関係の業務委託では、関連資料にある他の浄化槽の案件を含め、ほとんどの案件で入札参加者が3者となっています。そこで質問ですが、入札可能資格を満たしている業者は何者ありますか。

事務局

成田市入札参加者名簿に登録のある業者のうち、千葉県浄化槽保守点検業者の登録を受けている業者は市内で7者になります。

委員

今回選定している事例の入札調書を拝見すると3者が応札していますが、他の浄化槽の案件でもこの3者はそれぞれ落札しており、落札率が99%台となっているものが増えていますが、その点について何かお考えはありますか。

事務局

浄化槽の保守点検業務は環境省浄化槽法施行規則に則った保守点検を行う必要があるため、千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の登録を受けていることが要件となります。

委員

入札調書を拝見すると、本案件で応札している業者と、他の浄化槽の案件で落札している業者がほぼ同じ業者になっていますが、残りの4者については他の浄化槽の案件に応札して

いますか。

事務局

浄化槽関係の委託契約には全部で6者が応札しています。各案件によって応札者は異なっています。

委員

入札調書を拝見すると落札率は99%台で他の2者も落札金額に近い額となっています。浄化槽関連の他の案件についても、落札率はほとんどが99%台になっていますが、応札する業者によって金額に開きはあるのでしょうか。

事務局

落札業者との差額は200円から25,600円であり、あまり差がないような状況です。

委員

今後、関連資料の案件についても落札金額等について検討していきたいので、選定した事例だけではなく、関連資料の案件についても入札調書を添付していただきたいと思います。

〔以上で事例7の審議を終了〕

事例8 空調設備保守管理委託（遠山中学校）（平成31年度）

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

今回、学校施設課の事例を選定させていただいていますが、建物設備等保守・修繕に関連する他の案件の入札参加者数を横断的に確認したところ、不明瞭なところがあると感じています。今年の3月7日に契約している建物設備等保守・修繕を全部挙げてみると、落札者が特定の業者、特定の5者に集中し、入札者も1者となっております。また、5者の受注数はほぼ同じであり、工事の見積競争もその5者がほぼ同じくらい受注しています。この点についてどうお考えかお聞きしたい。また、市内業者で管工事について許可を有している業者は何者でしょうか。

事務局

管工事について許可を有している業者は市内で14者となります。

委員

これは、特定の課の問題ではなく、システムの問題だと思いますので、資格要件が市内業者となっていることを見直すことを含めて検討する必要があると思います。地元業者の振興策として理解はできますが、それによって不適切に競争を阻害することにならないよう、バランスをとっていく必要があると思います。

事務局

保守・管理業務を初めて行う場合、これまで行ってきた保守管理、メンテナンスの経緯や配管・配線等の設備の詳細が分からないこと、また、設備に異常が発生した場合に原因の特定が困難であること、迅速に対応できない恐れがあること等から、当該設備の工事、改修等を請け負っており、当該設備を熟知している業者が入札に参加しているケースが多いのではないかと考えております。

委員

入札者が1者で特定の業者に偏りがあるということについて、これまで保守管理を行ってきた業者の方が内容を分かっているということはあると思いますが、そうすると新規参入ができない、随意契約に近いようなことになってしまうので、競争性という意味では疑問もたれる部分かと思えます。

委員

これについては、委員会として意見を出したいと考えています。

委員

近年、電気設備工事関係でこのようなケースが散見されましたが、今回の空調設備関係、管工事関係についても、一般的に横のつながりが心配される業界です。基本的には、しっかりと見張っていく必要があると考えています。

また、このように同じ事業者が継続的に受注していることを見ますと、長期継続契約というの也被考えられると思えます。何れにいたしましても、設備関係の保守点検をどのようにしていくべきか、方向性を探ることが必要だと思えます。

[以上で事例8の審議を終了]

事例9 消防用ホース購入

[随意契約（見積競争）]

[事務局及び事業担当課説明]

委員

3者の見積競争ですが、1者が落札し、辞退と未入札があったということで、結果的には1者との随意契約におよんだと理解しております。ただ、ホースの購入は一般競争入札でも事例があります。一般競争入札で7者が入札に参加されていることで、こちらの方が68%で落札しているという状況です。見積の場合には99.4%の落札率であり、この辞退、未入札の経緯・理由と、それからもう一件のホースとの違い、それからなぜ一件が一般競争入札で、こちらが随意契約になっているのかということをご説明いただければと思います。

事務局

地方自治法施行令、成田市財務規則に基づきまして、財産の買入れに関しては、予定価格 80 万円以下の場合には見積競争を実施しております。

委員

辞退、未入札となった経緯と理由が分かれば教えてください。

事務局

辞退の理由でございますが、消防用ホースを納期までに納入できないという理由でございます。未入札については、辞退理由を把握しておりません。

委員

もう一つの一般競争入札は落札されていて、納められない理由がよく理解できません。これは、一般競争入札と全然違うホースですか。30 本は毎年購入して、もう一件の一般競争入札のものは違うホースということでしょうか。

事業担当課

ホースについては同じものです。これは消防法に基づきます検定品となっております、消防設備協会の検定を受けたものということで、性能等については同じものです。

委員

性能が一緒に検定を受けたもので、こちらは納められないものでした、もう一つは一般競争入札で見事受注したということですが、説明が矛盾している気がします。

事業担当課

納期の関係がございまして、年度内の期限設定とした関係で、入札案件の落札者は、その期限を過ぎてであれば納入できるというお話がありました。

委員

どちらが納入期限を過ぎたら納入できるのですか。両方とも事業期間としては 3 月 29 日が締め切りですね。

事業担当課

そのとおりですが、入札案件につきましては、契約が 1 月でしたが、本案件につきましては 2 月 26 日に契約しておりますので、そこが影響していると考えます。

委員

発注時期が異なって、納入締切日は一緒であったけれども、辞退した会社については、本案件については辞退したが、一般競争入札については応札をして、そこで落札をしたということでしょうか。

事業担当課

そのとおりと理解しております。

委員

なぜ片方だけ随意契約にして、片一方は一般競争入札にしたのか理解できないのですが、同じ方法で、一般競争入札が良いのではないかと理解しているのですが、そこを随意契約にした決め手は何か説明してください。

事業担当課

本案件はホース 30 本ですが、入札案件につきましてはトータル 109 本買っておりますので、その金額の差でございます。

委員

毎年こちらの 30 本に関しては随意契約で、100 数本に関しては一般競争入札なのですか。

事業担当課

そのとおりです。

委員

その随意契約と一般競争入札に分ける根拠、理由をはっきりと分かれば良いのですが、同じものを本数が違うだけで随意契約、一般競争入札にするのが理解できません。一緒に頼めば良いのではという発想もありますが。

事務局

こちらにつきましては、入札案件が警防課、見積案件が消防総務課ということで、発注する課が違います。

委員

課が違えば、こういうことがあり得るということということですが、消防本部であることは一緒ですよ。

事業担当課

それぞれが単独で事業を行った結果こうなったということであって、確かに同時にやることも可能かと思いますが、この事業につきましては県の補助金を受けてやっている関係もございまして、制度を確認していきたいと思っております。

委員

大きな金額ではないのですが、随意契約にすると 99%の落札率、一般競争入札にすると 68%という結果です。同じものを同じように買って、同じ消防本部の中で調整がつくのではないかとと思われるのですが、補助金や税金を有効に使うという意味では、もしそこに差額が生じて甘く見られているようであれば、これは一般競争入札に統一して発注されるのが本来の姿ではないかと思うものですから、ご検討いただければと思います。

〔以上で事例 9 の審議を終了〕

事例 10 成田市中郷ふるさと交流館管理用備品購入

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

物品購入の代金とすると高額の方かと思いますが、1者だけという入札になっている理由はどのように考えますか。

事業担当課

質疑の中で、相当品でも良いかというものがございました。私どもは相当品を認めずに、指定品に限定したこと、そういったことが理由でこのような結果になったものではないかと考えております。

委員

今お話になった、指定をしたというご説明をいただけますか。

事業担当課

部屋の床や巾木への固定によって、地震が起きた際に揺れを緩和したり、家具類の転倒を防止したりする器具を指定しました。

委員

それは逆に、相当品はどうして駄目だったのでしょうか。転倒防止ということであるすると、いろいろなものがあると思いますが、もう少しかみ砕いて説明してください。

事業担当課

ご指摘のとおり、固定に際しましては様々な方法があるかと思いますが、私どもとしましては、床への固定を考えたものでございます。壁などの固定に関しましては、壁の構造について詳しいことが不明でありましたために、床への固定を前提に考えたことが理由であります。

委員

限定をするということは、ある程度メーカーがはっきりしてくるということですよ。メーカーがはっきりしてくるということは、納入できる業者も限定されてくることになりませんか。

事業担当課

近年開発された製品と聞いておりますために、ある程度限定もされてくるのかなと存じます。

委員

質問書があって、その回答書が添付されていて、その件だけについて今議論をされているように思いますが、その件に関しては、おそらくメーカーは、固定するための金物あるいは工法については、いろいろなところが施工可能ではないかと思えます。金物の発注さえすれば

ば良いわけで、工事そのものはできるのではないかという私の理解をまず申し上げたいと思います。

それから、全体的に見て、これだけの金額というのは珍しいと思います。今回の家具・什器備品の新規購入に至って、1者しか応札していない。私の考え方としては、家具の固定というのは二つの品目にすぎない、他のほとんどの品物については別に固定ではなくて納入ができれば済むことかなという考え方をするとすれば、なぜ1者にしたのか、分離発注ができなかったのかということがあるのですが、これも非常に落札率が高く、1者に集中してお願いして応札も1者であったということで、なぜ分離発注ができなかったのかお伺いしたいと思います。

事業担当課

管理に必要なあらゆる備品を大きく分けると、3種類に分けられます。子供の遊びのコーナー等に関する保育用備品、あるいは、電話機、テレビ、調理室の冷蔵庫等に関する電化製品、それからこの管理用備品の3種類になりまして、今回はこの管理用備品について発注したものです。確かに、管理用備品も分けての発注は不可能ではなかったと存じます。しかし、これ以上の分割発注については検討をいたしませんでした。その理由といたしましては、改修工事が完了しましてから供用開始に至るまでの時間が短かったことがございました。その中で分割発注いたしますと、多くの業者が出入りするものに繋がり、混乱が懸念されました。したがって、できるだけ速やかな納入を考えたものですから、一括での発注、これ以上の分割での発注をしなかったものであります。

委員

これは小学校が廃校になった時から当然計画があった訳で、これは成田市としての方針であろうと思いますが、1者に集中させるよりも、備品を納める市の関連業界の育成ということにも目を配り、なおかつ、ある程度競争原理を働かせるということも視点として必要ではないかと思います。品物リストを見る限り、それが可能であり、時間が無いで済ますような問題では無かったように思います。長い目で、成田市の財政と、民間企業の育成を見ながら、判断されるのが良かろうかと思いますので、今後ご検討いただけたらと思います。

〔以上で事例10の審議を終了〕

事例10までの審議を終え、全体を通じて何か意見・質問はありますか。

委員

前回の監視委員会でいくつ指摘事項があったので、それについてお聞かせいただけますか。

事務局

前回の指摘事項についてですが、検査をする業務について、業者の能力が備わっているか、

なかなか形に見えないので、適正に履行されているかチェックをご検討いただけないかということでしたが、担当課で履行については適正にチェックしております。それから、審議の際に、資格要件の点で地域要件の数を調べておりますが、それ以外に、実際に要件を満たしている業者がどの位いるのかということで、建築士事務所等の事業所登録や配置予定技術者の資格等については、事後審査で落札候補者のみ確認しております。よって、これまでの開札データの蓄積もなく、また、人材は流動的であることから、公告段階で、開札時に要件を満たす配置技術者を抱える事業者が何者いるかを把握するのは非常に困難でございます。それから、電気工事の入札について適切に競争が働いているのかどうかを含めて十分ご検討いただきたいということについて、ご指摘いただきましたので、検討の一環といたしまして、他の自治体における電気設備工事の落札率を調査いたしましたところ、29自治体から回答があり、平均落札率は92.37%でした。本市の平均落札率は95.53%と若干高い水準ではありましたが、本市の落札率を超える自治体は8自治体ありました。それから、審査にあたって総合評価のケースがあり、総合評価の結果についてより詳細な資料をお示しいただきたいということで、今回の委員会で選定いただいた案件に総合評価のものはありませんでしたが、総合評価の案件が選定された場合には資料を追加したいと考えております。

委員

それでは、今回のまとめということで、本委員会も回数を重ねて、これまでは個別の案件について、適正に入札が行われているか話し合ってきましたが、今回から、入札参加者数も示していただいたので、さらに横断的に確認できるようになったと思います。入札参加資格要件のシステムの問題なども出てきたかなと思います。さらに、できれば見積競争の参加業者数も示していただけると、私どもも確認して、さらに詳しくお話をお伺いできるかなと思います。また、総合評価の資料とプロポーザルの資料、それから関連事例の入札調書についても資料としてご提供いただけると助かります。最後に、皆様のお話をお伺いして、適正な入札となるようにご尽力いただいていることは確認させていただきました。ただ、システムとして、一部、業者間で競争の阻害を疑われる事情が見られましたので、今回は、市長へ意見を出させていただきます。私が考えていますのは、一部の契約について競争を阻害する疑いがある入札が見られており、今後、適正な入札となるように、さらに鋭意検討されたい、というような内容の趣旨はどうかと思います。この趣旨で良ければ、あとは表現について、私と事務局のほうにご一任いただいて、それで市長に意見書を出したいと思うのですが如何でしょうか。よろしければそれで進めさせていただきます。

(3) その他

傍聴者

1名

次回定例会の日時の決定

次回の定例会議開催日時を次のとおり確認し決定した。

開催日 令和2年1月24日（金）

開催場所 成田市役所6階 中会議室

以上